表一

区分	額
一　鹿児島県	
㈠　種子島において製造されるもの	正味一、〇〇〇キログラムにつき　五一、七四三円
㈡　奄美大島において製造されるもの	正味一、〇〇〇キログラムにつき　八二、九九九円
㈢　喜界島において製造されるもの	正味一、〇〇〇キログラムにつき　五三、九三八円
㈣　徳之島において製造されるもの	正味一、〇〇〇キログラムにつき　四九、五二一円
㈤　沖永良部島において製造されるもの	正味一、〇〇〇キログラムにつき　六三、七六六円
㈥　与論島において製造されるもの	正味一、〇〇〇キログラムにつき　九二、三六〇円
二　沖縄県	
㈠　沖縄本島において製造されるもの（㈡に掲げるものを除く。）	正味一、〇〇〇キログラムにつき　五七、六三〇円
㈡　沖縄本島において製造されるもの（沖縄本島において販売されるものに限る。）	正味一、〇〇〇キログラムにつき　四八、五三〇円
㈢　伊是名島において製造されるもの	正味一、〇〇〇キログラムにつき　一一一、四九二円
㈣　久米島において製造されるもの	正味一、〇〇〇キログラムにつき　七六、七九四円
㈤　南大東島において製造されるもの	正味一、〇〇〇キログラムにつき　九二、一三六円
㈥　北大東島において製造されるもの	正味一、〇〇〇キログラムにつき　一三〇、〇六一円
㈦　宮古島において製造されるもの	正味一、〇〇〇キログラムにつき　五二、〇〇二円
㈧　伊良部島において製造されるもの	正味一、〇〇〇キログラムにつき　七三、四四五円
㈨　石垣島において製造されるもの	正味一、〇〇〇キログラムにつき　六六、八八五円

表二

製造事業者名	製造事業所所在地	額
新光糖業株式会社	鹿児島県熊毛郡中種子町野間一一〇三三	六、二四二、〇〇〇円
富国製糖株式会社	鹿児島県奄美市笠利町里字上袋七五〇	四、七三〇、〇〇〇円
生和糖業株式会社	鹿児島県大島郡喜界町大字池治字池治の後八五	一〇、六八四、〇〇〇円
南西糖業株式会社	鹿児島県大島郡天城町兼久字高釣二三三七―一	二六、九〇七、〇〇〇円
南栄糖業株式会社	鹿児島県大島郡和泊町皆川八九一	二、五九五、〇〇〇円
与論島製糖株式会社	鹿児島県大島郡与論町茶花字兼久一―三	三、四七三、〇〇〇円
球陽製糖株式会社	沖縄県うるま市字川田三三〇―一	二五、九四〇、〇〇〇円
翔南製糖株式会社	沖縄県豊見城市字長堂四一五―一	二〇、一七九、〇〇〇円
沖縄県農業協同組合伊是名支店	沖縄県島尻郡伊是名村字仲田三三三	二九、〇八六、〇〇〇円
久米島製糖株式会社	沖縄県島尻郡久米島町字儀間二八八	三九、五八三、〇〇〇円
大東糖業株式会社	沖縄県島尻郡南大東村在所一八二	二二、〇四三、〇〇〇円
北大東製糖株式会社	沖縄県島尻郡北大東村字中野二四五	七〇一、〇〇〇円
沖縄製糖株式会社	沖縄県宮古島市下地字上地七二五	一七、八六八、〇〇〇円
宮古製糖株式会社	沖縄県宮古島市城辺字砂川八三六	一七、九二七、〇〇〇円
宮古製糖株式会社	沖縄県宮古島市伊良部字伊良部一三九一	七、五〇〇、〇〇〇円
石垣島製糖株式会社	沖縄県石垣市字名蔵二四三	一二、二八五、〇〇〇円

三　ばれいしょを原料として製造される国内産いもでん粉　正味一、〇〇〇キログラムにつき　一六、一一三円

四　かんしょを原料として製造される国内産いもでん粉　正味一、〇〇〇キログラムにつき　二四、五九〇円

○農林水産省告示第二千四百八十六号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項、第九条第三項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第二十八条第一項の規定に基づき、同法第六条第一項の平均輸入価格、同法第九条第一項第一号ハの農林水産大臣の定める額、同法第十一条第一項の異性化糖標準価格、同法第十二条第一項の異性化糖平均供給価格及び同法第二十八条第一項の平均輸入価格を次のように定めたので、同法第六条第二項（同法第九条第四項、第十一条第六項、第十二条第二項及び第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、それぞれの適用期間と併せて告示する。

平成二十五年九月二十七日　農林水産大臣　林　芳正

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき四八、三六〇円

適用期間　平成二十五年十月一日から十二月三十一日まで

二　農林水産大臣の定める額　零

適用期間　平成二十五年十月一日から十二月三十一日まで

三　異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一一一、九五一円（うち消費税額及び地方消費税額分　五、三三一円）

適用期間　平成二十五年十月一日から十二月三十一日まで

四　異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき一三五、五〇三円（うち消費税額及び地方消費税額分　六、四五三円）

適用期間　平成二十五年十月一日から十二月三十一日まで

五　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十八条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき六八、三九〇円

適用期間　平成二十五年十月一日から十二月三十一日まで